



「電子 IPA ソフトウェア保守業務 外 2 件」
に係る事前確認公募

公 募 要 領

2020 年 3 月 16 日

独立行政法人情報処理推進機構

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）では、現在、IPAで業務運営を円滑に実施するにあたり運用している電子IPAシステムや基幹業務システムに関して、信頼性及び可用性を重視しながら安定稼働させるためのサービス提供を受けることにより、障害時の迅速な復旧を目的とした保守サポート契約を締結しておりますが、契約満了のため下記の内容で事前確認公募を実施いたします。

事前確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、現在予定している者との契約手続に移行します。

なお、参加意思確認書等を受理した際は、契約予定者と当該応募者との間の競争手続に移行します。応募者は、参加意思確認書等を提出した場合、辞退することはできません。

記

1. 契約の概要

(1) 名称

- ① 電子 IPA ソフトウェア保守業務
- ② 電子 IPA システムに係る移行支援業務
- ③ 基幹業務システム運用支援業務

(2) 契約期間

- ① 2020年4月1日より2020年6月30日まで
- ② 2020年4月1日より2020年7月31日まで
- ③ 2020年4月1日より2021年3月31日まで

(3) 概要

上記①～③の業務内容については、それぞれ別紙1、別紙2、別紙3を参照のこと。
なお、①～③の全業務一括ではなく、業務単位（①②③各々）での公募とする。

2. 応募要件

- (1) 応募者は、法人格を有していること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 令和1・2・3年度（平成31・32・33年度）競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で、「A」「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。
- (5) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (7) 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、誓約する者であること。
- (8) 守秘性に関する要件
本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。
- (9) 業務執行体制及びスキルに関する要件
別紙1、別紙2、別紙3を参照

3. 手続き等

(1) 担当部署

応募（提出）先及び問合せ先

独立行政法人 情報処理推進機構

総務部システム管理グループ 担当：福本、田中

電話番号：03-5978-7519

E-mail：sysg-kobo@ipa.go.jp

住所：〒113-6591 文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 16 階

※ 応募に関する問合せの受付は、E-mail のみとします。

※ 受付時間 10:00～17:00（12:30～13:30 は除く）月～金曜日（祝・休日を除く）

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

「1. 契約の概要」及び別紙 1、別紙 2、別紙 3 に記載の業務の提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たし、業務への参加を希望する場合、参加意思確認書等（下記提出書類一式）を提出していただくこととなります。

なお、要件を満たしていない参加意思確認書等は受領できませんので、提出前に電話、E-mail 又は直接訪問にて上記(1)担当部署に要件を満たしていることの確認を必ず行ってください。

期限：2020 年 3 月 26 日（木）17 時 00 分

場所：「3. 手続き等」(1)に同じ

方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）

【提出書類】

① 参加意思確認書（様式 1）

※複数の業務に応募する場合は業務ごとに提出すること。

② 「1. 契約の概要」及び別紙1、別紙2、別紙3に記載の業務の提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たすことが可能であることを証する書面（様式自由）

③ 令和 1・2・3 年度（平成 31・32・33 年度）（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し

④ 委任状（必要な場合）

⑤ 会社概要（様式 2）

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 競争手続きに移行した場合、その旨後日通知する。

(3) 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 契約結果等、契約に係る情報については、当機構のウェブサイトにて公表（注）するものとする。

(注) 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）

に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとします。所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
 - ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) 実施時期

平成23年7月1日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成23年7月1日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(別記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、参加意思確認書の提出をもって誓約します。

令和 年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人情報処理推進機構
理事長 富田 達夫 殿

提出者 〒
住所
団体名
代表者役職氏名 印
担当者所属役職氏名
連絡先 メールアドレス
TEL
FAX

「※対象とする業務名（「1. 契約の概要（1）名称の「①電子IPAソフトウェア保守業務」、「②電子IPAシステムに係る移行支援業務」または「③基幹業務システム運用支援業務」）を記入すること。」に係る事前確認公募において、応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 会社概要

※会社概要について記載すること(パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること)
サイズ:A4縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

2 応募要件

※応募要件を満たしている状況等について記載すること
サイズ:A4縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

会社概要 (1/2)

会社名					
代表者氏名		URL			
本社住所	〒				
設立年月	西暦	年	月	主取引銀行	
資本金	百万円		資本系列		
従業員数	人		加盟協会		
会社の沿革：					
.....					
.....					
.....					
主要役員 前記○印を記す	氏名	年齢	役職名	担当部門	学歴・略歴
		才			
		才			
		才			
		才			
		才			
主要株主	株主名		持株数	構成比 (%)	貴社との関係
				%	
				%	
				%	
				%	
				%	
関連企業			主要外注先又は仕入先		

会社概要 (2/2)

会社概要に関する担当者連絡先	所在地 〒			
	所属・氏名	TEL :		
		FAX :		
		E-mail :		
業績	期 項目	前々期 (確定) / ~ /	前 期 (確定) / ~ /	今 期 (見込み) / ~ /
	売上高	百万円	百万円	百万円
	営業利益	百万円	百万円	百万円
	経常利益	百万円	百万円	百万円
	資本勘定	百万円	百万円	百万円
	当期末処分利益	百万円	百万円	百万円
	借入残高 (社債、割手含む)	百万円	百万円	百万円
	定期預金残高	百万円	百万円	百万円
主要取引先とその売上高	主要取引先		直近決算時点における売上高	
			百万円	
借入金、社債等の元本返済・利払いの遅延の有無		有・無	税金支払い遅滞の有無	
			有・無	

**電子IPAソフトウェア保守業務
契約内容
(概要)**

電子 IPA システムを安定稼働させるために、技術サポート、故障対応等の保守サポートを継続することを目的に、主に以下の業務を行う。

1. 保守サービス対応時間

本保守サービスの作業時間帯は、土曜日・日曜日・国の定める祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）・その他 IPA の定める休日を除く月曜日から金曜日までの9時30分から18時15分までとする。

2. 保守サービスの種類及び内容

ソフトウェア等を良好な状態に保つため、以下に記述するサービス内容と同等のサービスを行う。（※対象機器等により内容が異なる。）

- a. バグフィックス（将来起こりうる障害、脅威への対策を含む）またはバージョンアップのソフトウェアが開発元、販売元から提供される。その場合には必要に応じてインストールまたはバージョンアップ作業を実施する（作業費用については別途調整を行う）。
- b. ソフトウェア等の使用上の質問について電話、FAX、電子メールにてQ & Aサービスを実施する。

3. 保守対象

JPI製品、uCosminexus製品（以上、日立製品）、Windows Server（MS製品）、Symantec Endpoint Protection（Symantec製品）、Oracle（Oracle製品）等

4. 契約期間

2020年4月1日～2020年6月30日

5. 必須要件

- a. 電子 IPA システムの機能や構造を十分に熟知した者を含んだ体制で実施可能であること。
- b. 上記 3. に示すソフトウェア等に関する知見を有しており、それに伴うプログラム開発・改造等の業務を請け負った実績を有していること。
- c. 本業務の実施にあたっては、政府官公庁等の業務に関するシステムの稼働維持支援等を請け負った実績を有し、本業務の遂行に確実な履行体制を確保していること。
- d. 現在の契約先と同等以上のサポート品質を保証すること。
- e. 契約締結日には既存の運用状況を把握したサポートが可能なこと。

6. 情報セキュリティに関する要件

- a. 本業務の過程で収集・作成する情報は、本業務の目的の他に利用しないこと。但し、本業務の開始以前に公開情報となっていたものについては除く。
- b. 本業務の過程で収集・作成する情報が第三者に漏えいしないよう、また意図せざる変更が加えられないよう、本業務情報のアクセス制御・暗号化等の適切な情報セキュリティ対策を施すこと。
- c. 本業務の過程で収集・作成する情報のうち、IPA が別途、要廃棄情報であると指定するものについては、本業務終了後、IPA との間で合意した安全な方法により廃棄・抹消し、その事実を IPA に報告すること。

- d. 本業務において情報セキュリティインシデントが発生した場合、IPA の指示に基づき適切に対応すること。
- e. 本業務に係る保護すべき情報は適切な暗号化など、安全な方法で受け渡しをすること。また、契約中／契約終了後の如何に依らず、一時的に IPA から提示する未公開情報や個人情報等は、不要になった段階で適切に削除するとともに、IPA に確認を取ること。
- f. 請負者の情報セキュリティ対策の履行状況を確認する必要がある場合、対応すること。
- g. 請負者の情報セキュリティ対策が不十分であることが判明した場合、IPA と調整し、適切に対処すること。
- h. 請負者の資本関係・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を、必要に応じて、IPA に提供可能なこと。
- i. 本業務の一部を別の事業者にも再委託する場合、再委託することにより生じる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるように上記 a. ～h. の措置の実施を契約等により再委託先に担保させ、再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認すること。

※ 詳細についてはお問合せください。

**電子IPAシステムに係る移行支援業務
契約内容
(概要)**

1. 移行支援業務の目的と内容

IPA の業務システムである電子 IPA システムを正常かつ正確に稼働させ、後継システムへの移行データ作成に係る諸作業を行うとともに、障害が生じた場合は迅速に復旧させ、業務が滞りなく行われることを目的とし、主に以下の業務を行う。

- ①ハードウェア保守点検、②業務仕様確認、③データベースの整合性確認、④移行データ作成に係る諸作業、⑤問合せ対応、⑥ログ監視作業、⑦システム停止に係る諸作業

2. 業務執行体制等

- ①本業務従事者（主に実務作業）1名以上の体制とする。
②サービス提供時間は支援内容に応じて調整するものとする。なお、IPA が、作業の実施が必要と認められた場合は、休日・深夜であっても支援作業を行うものとする。

3. 契約期間

2020年4月1日～2020年7月31日

4. 必須要件

- a. 電子 IPA システムの機能や構造を十分に熟知した者を含んだ体制で実施可能であること。
b. 下記に示すソフトウェアに関する知見を有しており、それに伴うプログラム開発・改造等の業務を請け負った実績を有していること。
JP1 製品、uCosminexus 製品、電子 FWF、DocumentBroker（以上、日立製品）、
Windows Server（MS 製品）、Oracle（Oracle 製品） 等
c. 本業務の実施にあたっては、政府官公庁等の業務に関するシステムの稼働維持支援等を請け負った実績を有し、本業務の遂行に確実な履行体制を確保していること。
d. 現在の契約先と同等以上の業務品質を保証すること。
e. 2020年4月1日には既存の運用状況を把握したサポートが可能なこと。

5. 情報セキュリティに関する要件

- a. 本業務の過程で収集・作成する情報は、本業務の目的の他に利用しないこと。但し、本業務の開始以前に公開情報となっていたものについては除く。
b. 個人情報の取り扱いに留意し、本業務の過程で収集・作成する情報に対して、情報漏えい防止対策や情報の暗号化、脆弱性への対応、意図せざる変更が加えられない対策など適切に情報セキュリティ対策を実施すること。
c. 本業務の実施体制を、業務開始までに IPA に説明し、承諾を得ること。また、IPA が必要と認められた場合、資本関係・役員等の情報など請負者に関する情報提供を行うこと。
d. 本業務において情報セキュリティインシデントが発生した場合、IPA の指示に基づき適切に対応すること。
e. 本業務に係る保護すべき情報は適切な暗号化など、安全な方法で受け渡しをすること。また、契約中／契約終了後の如何に依らず、一時的に IPA から提示する未公開情報や個人情報等は、不要になった段階で適切に削除するとともに、IPA に確認を取ること。
f. 請負者の情報セキュリティ対策の履行状況を確認する必要がある場合、対応すること。

- g. 請負者の情報セキュリティ対策が不十分であることが判明した場合、IPA と調整し、適切に対処すること。
- h. 請負者の資本関係・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を提供すること。
- i. 本業務の一部を別の事業者にも再委託する場合、再委託することにより生じる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるように上記 a. ～h. の措置の実施を契約等により再委託先に担保させ、再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認すること。

※ 詳細についてはお問合せください。

**基幹業務システム運用支援業務
契約内容
(概要)**

2017年より導入した基幹業務システムを引き続き安定稼働させるために、ヘルプデスク、運用保守問合せ等の運用支援を継続することを目的に、主に以下の業務を行う。

1. 業務内容

a. 運用保守問い合わせ業務

システム担当者、業務担当者からの、システム操作方法や障害対応等に関する問い合わせを受け付ける。

b. 障害対応業務

基幹業務システムに関する障害の切り分けを行い、関係者へのエスカレーション、障害の復旧、データのリカバリ作業等を行う。

c. セキュリティ対策支援業務

不正利用や障害の発生を防ぐため、アクセス・利用制限、ログ管理、ウイルス対策等の作業を行う。

d. その他の業務（プロジェクト管理、軽微な改修作業等）

プロジェクト管理、軽微な改修作業など a. ～c. に該当しない作業を行う。

2. 問い合わせ受付時間

a. 電話による受付：平日 9：30～18：30（平日 12：00～13：00、土日祝日除く）

b. メールによる受付：24 時間

c. 緊急対応受付（電話・メール）：24 時間（土日祝日含む）

3. 業務要件

a. 基幹業務システムに係る問題（使用していない機能や、メーカーが保守サポートの範囲で提供するバージョンアッププログラム等を含む）で、マニュアル等により判別がつかない事象が発生した場合に、IPA のシステム担当者が速やかに対応し事象を解決することができるレベルの保守サポートを提供すること。

b. 障害対応については、障害確認時から 1 時間以内に調査・分析を開始し、調査・分析の開始時から 2 時間以内に IPA へ状況報告、復旧対策の提示を行うこと。

c. IPA の秘密情報が含まれるハードディスクやテープメディア等の記憶媒体を IPA から持ち出す場合は、記憶媒体に保存されている機密データを完全に消去すること。

d. 日本語によるコミュニケーションが可能なこと。

e. 保守サポート作業の完了を報告する書面（具体的な様式は、協議により決定）を、保守サポート契約期間終了後に提出すること。

4. 運用支援対象

基幹業務システム（人事給与システム、勤務管理システム、庶務申請システム、財務会計システム）

5. 契約期間

2020年4月1日～2021年3月31日

6. 必須要件

- a. 業務を行うために必要な体制を準備し、IPAが円滑に業務遂行するために適切な運用計画を策定し作業を実施すること。
- b. 基幹業務システムの機能や構成を十分に熟知した者を含んだ体制で実施可能であること。
- c. 現在の運用支援業務と同等以上のサービス品質を提供すること。
- d. 契約期間開始日には運用状況を把握したサポートが可能なこと。

7. 情報セキュリティに関する要件

- a. 本業務の過程で収集・作成する情報は、本業務の目的の他に利用しないこと。但し、本業務の開始以前に公開情報となっていたものについては除く。
- b. 個人情報の取り扱いに留意し、本業務の過程で収集・作成する情報に対して、情報漏えい防止対策や情報の暗号化、脆弱性への対応、意図せざる変更が加えられない対策など適切に情報セキュリティ対策を実施すること。
- c. 本業務の実施体制を、業務開始までにIPAに説明し、承諾を得ること。また、IPAが必要と認めた場合、資本関係・役員等の情報など請負者に関する情報提供を行うこと。
- d. 本業務において情報セキュリティインシデントが発生した場合、IPAの指示に基づき適切に対応すること。
- e. 本業務に係る保護すべき情報は適切な暗号化など、安全な方法で受け渡しをすること。また、契約中／契約終了後の如何に依らず、一時的にIPAから提示する未公開情報や個人情報等は、不要になった段階で適切に削除するとともに、IPAに確認を取ること。
- f. 請負者の情報セキュリティ対策の履行状況を確認する必要がある場合、対応すること。
- g. 請負者の情報セキュリティ対策が不十分であることが判明した場合、IPAと調整し、適切に対処すること。
- h. 請負者の資本関係・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を提供すること。
- i. 本業務の一部を別の事業者にも再委託する場合、再委託することにより生じる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるように上記a.～h.の措置の実施を契約等により再委託先に担保させ、再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認すること。

※詳細についてはお問合せください。

以上